

# 《丸亀市公共交通等利用回復緊急支援給付金》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている公共交通等事業者を支援するための給付金を交付します。

## 1. 対象者

以下①～④のいずれにも該当する事業者

- ① 令和4年7月1日現在、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者で、市内に本社、主たる事業所又は営業所を有し、かつ営業を継続していること。
  - （ア）バス事業者 … 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営むもの
  - （イ）タクシー事業者 … 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの
  - （ウ）運転代行業者 … 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けて、同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営むもの
- ② 令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金の給付を受けていること。
- ③ 法人事業者にあっては丸亀市法人市民税の納付実績があること。
- ④ 納税義務のある市区町村税を滞納していないこと。

## 2. 給付額

### ①市内に本社又は主たる事業所を有する事業者

令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金の給付決定額の2分の1に相当する額

### ②市外に本社又は主たる事業所を有する事業者

市内の営業所に配置している車両台数に下記の給付額を乗じて計算した額

給付対象事業者	給付額
（ア）バス事業者	事業用車両（定員11人以上） 1台あたり5万円
（イ）タクシー事業者	事業用車両（定員11人未満） 1台あたり2万5千円
（ウ）運転代行業者	随伴用自動車 1台あたり2万円

## 3. 申請期間

令和4年7月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで〈消印有効〉

## 4. 提出物

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）※
- (2) 令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金決定通知書の写し
- (3) 市内に本社又は主たる事業所を有する法人事業者にあつては、登記簿謄本の写し
- (4) 市外に本社又は主たる事業所を有する事業者にあつては、令和4年3月31日時点において市内の営業所に配置している車両台数が分かる書類
- (5) 市区町村税の滞納がないことを証明する書類（納税先が丸亀市の場合は不要）
- (6) 債権者登録申出書※（丸亀市で振込先口座を登録していない方のみ提出）

※各様式（様式第1号、債権者登録申出書）は市ホームページからもダウンロードできます。市産業観光課の窓口にもあります。

## 5. 申請方法

下記6へ郵送又は市産業観光課窓口へ提出

## 6. 提出先・お問い合わせ先

〒763-8501

丸亀市大手町2-4-21 丸亀市役所3階

産業観光課「公共交通等給付金」宛

TEL : 0877-24-8844

FAX : 0877-24-8863

EMAIL : [sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp](mailto:sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp)

よくある質問（Q & A）  
丸亀市公共交通等利用回復緊急支援給付金

Q 1 本社は丸亀市外にあります。市内に営業所がある場合、対象になりますか。

A 対象者①～④のいずれにも該当する場合、市内の営業所に配置している車両は対象になります。ただし、令和4年3月31日時点において市内の営業所に配置している車両台数がわかる書類（運輸局等に届出している証明等）の提出が必要となります。

Q 2 個人事業主はどのような場合、対象になりますか。

A 令和4年7月1日現在、丸亀市内に主たる事業所又は営業所があり、対象者①、②、④のいずれにも該当する場合に対象となります。

Q 3 対象者の要件にある「令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金」の給付を受けていることとありますが、どのようなものですか。

A 香川県が令和4年4月27日～6月30日に申請受付を行った「令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金」を申請し、その給付を受けているということです。

Q 4 納税義務のある市区町村税を滞納していないこととありますが、証明書は必要ですか。

A 丸亀市に納税義務がある場合は不要ですが、市外に納税義務がある場合は、税の滞納のない証明書を提出してください。

Q 5 申請書はどこで入手できますか。

A 丸亀市ホームページからダウンロードできます。また、市役所産業観光課の窓口にも設置しています。

Q 6 本給付金の課税上の扱いはどのようになりますか。

A この給付金は課税対象となります。ただし、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。丸亀税務署 TEL:0877-23-2221

ご不明な点がございましたら、丸亀市産業観光課（TEL:24-8844）へご相談ください。